

観観産第486号
平成30年9月20日

〔 一般社団法人日本旅行業協会 会長 〕 殿
〔 一般社団法人全国旅行業協会 会長 〕

国土交通省観光庁観光産業課長

民泊仲介サイトにおける届出住宅等の情報の正確な記載について

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）の施行にあたり、住宅宿泊仲介業者に対して取扱い物件の報告を求めたところ、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業者、旅館業法に基づく営業者、イベント民泊における自宅提供者又は国家戦略特区制度に基づく認定事業者（以下「住宅宿泊事業等」という。）の氏名等や法に基づく届出住宅の住所等が正確に記載されていない物件が散見された。このため、関係自治体による適法性の確認作業にも影響が生じたところである。

旅行業法においては、旅行者の保護のため、取引条件の説明（第12条の4第1項）のほか、書面の交付（第12条の5第1項）が義務付けられているところ、旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則において住宅宿泊事業者等の商号のほか届出住宅の位置等が記載事項として定められている。また、「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）について」（平成29年12月26日付観観産第603号通知）においては、掲載物件の適法性の確認方法として、旅館業法に基づく許可物件については、許可番号に加えて施設の所在地に関する情報を確認することとしているところである。

このため、旅行業法に基づく旅行者においては、下記の事項に留意しつつ、住宅宿泊事業者等に対して、自社の民泊仲介サイトに届出住宅の住所等の情報を正確に記載するよう要請するとともに、住宅宿泊事業者等においてこれらの情報を正確に把握するよう努められたい。

については、貴協会傘下会員に対して、この旨を速やかに周知徹底するようよろしく取り計らわれたい。

記

1. 旅行業法に基づく旅行者は、自社の民泊仲介サイトを利用する住宅宿泊事業者等に対して、住宅宿泊事業者等の氏名や届出住宅の住所等の記載を求める際には、関係自治体に届け出た氏名等及び住所又は旅館業法に基づく許認可等を受けた商号等及び住所と同一の記載を求めること。

また、例えば、住所に市町村等の記載のないものなど明らかに不正確な記載による物件については、住宅宿泊仲介業者等は住宅宿泊事業者等に対して修正等を指導すること。

2. 住所の記載にあたっては、共同住宅の場合には、届出住宅等の部屋番号まで記載するなど、物件の特定に十分な情報まで求めること。